

入札説明書

令和 8 年度学校給食用基本物資運送業務委託に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

（1）業務の名称

令和 8 年度学校給食用基本物資運送業務委託

（2）仕様

別紙仕様書のとおり

（3）履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（4）履行場所

兵庫県内

2 一般入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

（1）貨物自動車運送業法（平成元年法律第 83 号）における国土交通省の定める「貨物自動車運送事業」許可を受けていること。また、令和 2 年 4 月以降、同法による行政处分を受けたことがないこと。

（2）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

（3）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと。

（4）破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立てをしていないこと。

（5）国税又は地方税（特別徴収税額納入金を含む。）を滞納していないこと。

3 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

4 契約条項を示す場所及び日時

（1）場所：公益財団法人兵庫県スポーツ協会事務局

神戸商工貿易センタービル 5 階（神戸市中央区浜辺通 5-1-14）

電話：078-200-4165（総務部管理運営課 藤原）

(2)日時：令和8年1月26日（月）から令和8年2月6日（金）まで

5 入札・開札の場所及び日時

- (1)場所：公益財団法人兵庫県スポーツ協会事務局 交流スペース
神戸商工貿易センタービル5階（神戸市中央区浜辺通5-1-14）
(2)日時：令和8年2月25日（水）午後2時

6 入札書の提出方法

入札書は、入札日時に入札箱に投入すること。

7 入札書の作成方法

- (1)入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。
(2)入札書は所定の別紙様式によること。
(3)入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。
ア 業務名は、前記1(1)に示した件名とする。
イ 年月日は、入札書の提出日とする。
ウ 入札者の氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。
エ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出し、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名があること。
(4)落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず。見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。万一誤って記載した時は、新しい入札書を使用すること。
(5)入札執行回数は、2回を限度とする。
(6)一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。
(7)本件の入札公示に示す入札手続等を受分承知のうえ入札すること。

8 仕様書等に関する質問

- (1)仕様書等交付書類に関して疑問がある場合には、次により文書（様式は任意）で質問すること。
ア 提出場所：前記4(1)と同じ
イ 提出期間：前記4(2)と同じ
(2)質問に対する回答書は、令和8年2月13日（金）午後5時までにメール通知する。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

運送料見込額（税抜き運送料見込額に 100 分の 110 を乗じた額をいう。以下同じ。）の 100 分の 5 以上の額を令和 8 年 2 月 20 日（金）午後 5 時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に協会を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は、本件入札の日以前の任意の日を開始日とし、同年 3 月 4 日（水）を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証金証書の保険金額が、運送料見込額の 100 分の 5 未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

入札保証金は、落札者に対しては契約保証金が全額納付されて契約を締結後に、落札者以外の者に対しては落札決定後に返還する。ただし、落札者の入札保証金については、返還しないで契約保証金の一部に充当することができる。

(2) 契約保証金

運送料見込額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の 100 分の 10 以上の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

10 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち会わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

11 無効とする入札

(1) 前記 2 の入札参加資格がないものがした入札、入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記 2 に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。

(3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札を取り消す。

12 落札者の決定方法

(1) 前記 1 の業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした 2 者以上がある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札を行った者は、くじを引くことを辞退することはできない。なお、入札書を郵送等した者にあっては、立会人がくじを引

くこととする。

- (3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。
- (4) 再度の入札をしても落札者がないとき又は落札者が契約を結ばない時は、随意契約による。

13 入札に関する条件

- (1) 入札書は、所定の日時及び場所に持参すること。
- (2) 入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）を求める場合、所定の日時までに提出されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名があること。
- (7) 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- (8) 入札金額は、前記1 (1) について総価（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記入すること。
- (9) 入札書に記載された金額が訂正されていないこと。
- (10) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (イ) 初度の入札において、(1) から (9) までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4) 又は (5) に違反して無効となった者以外の者

14 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

15 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約担当者に提出しなければならない。
- (2) (1) の期間内に契約書を提出しないときは、落札は効力を失うことになる。
- (3) 契約書は、2通作成し双方各1通保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が、入札参加の資格制限、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

16 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。
なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

17 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、指名を停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、私的独占の禁止及び構成取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には「ア 暴力団又は暴力団員に該当しないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア、イに該当することとなった場合は、契約を解除し、違約金の請求等についても意義を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求めることがある。

18 契約担当

〒651-0083 兵庫県神戸市中央区浜辺通 5-1-14 神戸商工貿易センタービル 5 階
公益財団法人兵庫県スポーツ協会 総務部管理運営課 藤原
電話：078-200-4165